

所得税の確定申告と市・道民税の申告期間は 2月18日（月）～3月15日（金）まで

平成24年分の所得税の確定申告と平成25年度の市・道民税の申告受付が2月18日（月）から始まります。

特に申告期間の最初と最後の数日間は混雑が予想されますのでご注意ください。

また、稚内市役所では、3月9日（土）、10日（日）も申告受付を行っています。この期日、稚内税務署では行っていませんのでご注意ください。

※所得税の確定申告を済ませた方は、市・道民税の申告を済ませたこととなります。

確定申告が必要な方

次の項目に該当する方は、確定申告をしなければなりません。

- ① 給与収入が2,000万円を超える方
- ② 2つ以上の会社から給与をもらっている方
- ③ 給与所得以外の所得が20万円を超える方
- ④ 商売を営んでいる方や自営業の方
- ⑤ 不動産収入のある方



- ⑥ 土地や建物を買った方
- ⑦ 国民健康保険に加入している方
- ⑧ 400万円を超える公的年金を受給している方

（ただし、年金収入が400万円以下であっても、市・道民税の申告が必要な場合があります。詳細は市課税課に問い合わせください。）

※④～⑥の申告は、税務署での受け付けとなります。※年末調整をした給与所得者で、他に所得がない方は確定申告の必要はありません。

確定申告をすると、税金が還付される可能性のある方

●平成24年中に医療費として所得の5%以上または

所得税の確定申告及び市・道民税の申告受付日

地区名	会場	受付日	受付時間	
			午前	午後
声問	声問町内会館	2月6日（水）	10:00～12:00	13:00～14:00
沼川	沼川支所	2月7日（木）	10:00～12:00	13:30～15:00
曲淵	曲淵町内会館			
勇知	勇知地区宿泊研修施設	2月8日（金）	10:00～12:00	
市役所 4階 委員会室（※1）	稚内税務署（※2）	2月18日（月）	9:00～12:00	13:00～16:00
		3月15日（金）		

（※1）3月9日（土）、10日（日）も申告受付を行っています。

（※2）青色申告、事業所得、譲渡所得に関する申告は税務署で受け付けています。

会場について

受付会場は左の表のとおりです。最寄の会場をご利用ください。

確定申告の際には、次の書類等をお持ちください

- 国や地方公共団体、特定の団体などに寄付した方の新築・増改築をした方の年の途中で退職し、年末調整を受けられなかった方
- 年末調整の際、生命保険料控除や扶養親族控除などの控除に漏れのあった方
- 公的年金の現況届で、扶養親族控除や障害者控除を申告し忘れていた方など
- 給与所得の源泉徴収票（給与収入のある方）
- 公的年金等の源泉徴収票（公的年金等の収入がある方）
- 平成24年分の収支内訳書（収入、支出、必要経費などを記入したもの）

● 生命保険料、地震保険料の支払証明書

● 国民健康保険税、任意継続の社会保険料、介護保険料等の領収書（平成24年中に支払ったもの）、国民年金保険料控除証明書

- 本人または扶養している方が障害者手帳をお持ちの場合は、その手帳
- 医療費の領収書（平成24年中に支払ったもの、領収日で確認）
- 印鑑
- 口座番号が分かるもの（還付金が発生した場合、銀行振り込みとなるため）

その他

- 所得税がかからなかった場合でも、市・道民税の申告は行わなければならない。
- 未申告の場合、金融機関、公営住宅、保育所、学校等の申し込みや児童手当・児童扶養手当の届出、年金の申請などに必要な所得証明、課税証明などの税に関する各種証明の交付がすぐできない場合があります。（所得が全くなかった方でも、所得証明や課税証明の発行を受けるためには申告が必要となります。）

- 本人または、扶養している方が要介護認定を受けている場合、状況によっては障害者控除の対象となる場合がありますので、市介護高齢課へ申請を行ってください。障害者控除の対象となるときは、認定書が交付されますので、確定申告時に持参してください。
- 確定申告を行わなければ受けられない控除もありますので、確定申告の案内がない方についてもご相談ください。

問い合わせ

市課税課市民税グループ
☎ 23-6392

固定資産税の「償却資産」の申告を忘れずに

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いている機械、器具、備品などの有形固定資産のことです。

申告が必要な方

- 平成25年1月1日現在、事業の用途で使用または提供することができる資産を所有、共有、ほかに賃貸している個人または

申告の対象となる資産

- 法人
 - 平成24年に開業、廃業、休業、移転された方
- 広告設備、路面舗装等の構築物
- 生産、加工、搬送設備等の機械類
- 船舶
- 自動車税、軽自動車税が課税されていない車両
- 机・椅子類、パソコン、

複写機等の工具・器具及び備品
申告書の提出先
市役所2階 課税課窓口
申告期間
1月7日（月）～21日（月）

※昨年、申告があった事業者には、平成24年12月上旬に申告書を送付しています。平成24年中に開業等で送付されていない方は問い合わせください。

問い合わせ

市課税課資産税グループ
☎ 23-6393